保育所ニュース

緊急告知！過半数維持をめざせ

いま、保育所の組織調査をしています。
保育所職員の組合員数確認の日は、**2 月 15 日**です。
この２月 15 日の組合員数（組織率）によって、団体交渉時の皆さんの要求実現や時間外勤務に関する協定（36 協定）が大きく変わってきます。

いま、どうなっているの？

ピジョンの保育所は全医労全体で 115 施設あります。
その中で、45 施設は過半数の組合員がいない保育所です。過半数の組合員がいない保育所は、時間外勤務に関する協定（36 協定）で既に格差がついています。
36 協定は労働時間を適正に管理するため、私たちの健康にも関連する協定です。
昨年、ある保育所では、延長保育などで時間外勤務をきちんとつけたら、300 時間～400 時間もの時間外勤務が・・・。**これでは、保育所で働く皆さんの健康管理もできず、働く楽しみもありません。**
組合は、この時間外勤務を是正するため、問題を把握し、どのような対策を取るのか、保育所の増員も視野に入れ、ピジョンと協議しています。

こんなに時間数・条件が異なっています

☆組合員数過半数以上の保育所の場合

・時間外勤務：月 40 時間、年 200 時間（一部の保育所で月 40 時間、年 240 時間
月 45 時間、年 360 時間）
・協定の結び方：時間外勤務の実績により、施設毎に協議をしながら組合とピジョンが結んでいます。

☆組合員数過半数以下（組織率 50%はここに入ります）の場合

・時間外勤務：月 45 時間、年 360 時間
特別条項（上記以外に、時間外勤務が出来る条項）
1 か月 80 時間・年間 480 時間延長可能
・協定の結び方：ピジョンが直接保育所の職場代表と結びます。
「過半数組織でない保育所は、ピジョン側が提示した時間で直接むすびます」
とピジョンは言っています。

これまでのピジョンの姿勢って

これまで、ピジョンは「過半数組織の全医労さん」として真摯に交渉や話し合いの席に就いています。しかし、50%の組織率がないとどのような対応になるのか？

50%の組織率があるからこそ、職員の労働条件や、給与などの対応や説明をしている。50%なければこのような対応はしない

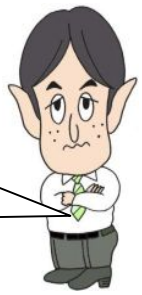

とピジョンは常に言っています。

仕事をする上で改善したい事はたくさんあります

私たちが仕事をする上で、“こうしたらもっと良い保育が出来るよね”など良い保育・質の高い保育をするために環境などを含めて改善が必要な事はたくさんあります。

しかし、組合員のいない保育所での要求に関しては、「その保育所には、組合員がいないのに、なぜ要求があがっているの」といわれます。

このままでは、子ども達の保育環境や労働条件の改善の要求前進に支障をきたします。

保育所は子どもの成長をはぐくむ部署です。子ども達やそこに働く職員、預けている職員が笑顔で仕事が出来るよう、みんなの要求の実現は必要です。

あなたのための組合です。

皆さんの保育所で、ぜひ過半数をめざし、みんなと話し合いをしながら、組織の拡大をめざしましょう。